

2025年度（令和7年度）

第4回 福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会 議事概要

1. 日時等

日 時 : 2025年（令和7年）6月27日（金）14:00～15:30

場 所 : 福山市役所本庁舎東棟3階 中会議室

2. 出席者

西村和之 会長、清水聡行 副会長、上野彰大 委員、江口正章 委員、岡部真智子 委員、
佐々木伸子 委員、寺澤恵美 委員、村田和賀代 委員、オブザーバー1名、事務局13名

3. 欠席者

なし

4. 議事

（1）し尿くみとり手数料について

（2）第5回審議会テーマ「し尿収集業務の許可制から委託化」に向けて

5. 議事要旨

○委員定数の半数以上が出席していることを確認。

（福山市一般廃棄物処理業等合理化事業計画審議会条例第5条第2項）

○会議は、公開で行われた。

○資料1「し尿くみとり手数料について」の説明を行い、質疑応答。

○資料2「第5回審議会テーマ「し尿収集業務の許可制から委託化」に向けて」の説明を行い、
質疑応答。

(意見の概要)

し尿くみとり手数料について

○計算の元となる標準世帯の汲み取り収集量が改定前の 162ℓ から大きく増加し 324ℓ になっている。どのようにして算出したのか。

⇒324ℓ については、毎月各業者から提出される資料を基に算出した。

○162ℓ はいつの時点の数値なのか。

⇒かなり古い数値のため、資料もなくはっきりとしたことは言えないが、過去に原価計算を行う中で、162ℓ が基本の数値として出されてきたのがスタートであると認識している。

○可能であれば、収集量のトレンドや推移がどのように変化しているのかを参考資料として持っておいた方がよい。

○目指す姿として経費＝手数料との記載がされているが、通常の企業であれば、売上げがあって利益がある。利益が残らないと継続性という意味では難しいのではないかと思う。その観点はどのように考慮されているのか。

⇒一般管理費の中で利益を捻出していくという考えである。

○現状の従量制単価 160 円の算出根拠は費用、経費とのバランスを考慮して設定されてきたのか。

⇒その時期の収集原価を計算した中で設定している。

○今回の審議会の結論としてどこまで出すのかというところ。

物価高騰で経費が上がってきているため、補えるような手数料、補助金のあり方については示すべきと考える。

手数料と補助金のどちらを改定するのか解らないが、経費を回収するという視点で結論は出しておく必要があると考える。

考え方の整理だけで良いのか、今は経費がこの程度の金額まで上がっているのもそれに合わせるのか。

その辺りまでは言うべきかと思う。

⇒手数料については、1969 年頃からこの料金体系となっている。消費税が導入され、消費税率の変更の際に、改定が行われてきた経過はあるが、抜本的な改定はこれまでにないとなされていないというのが実情である。本審議会を契機に根本的にこの見直しを考えていく必要があらうかと考えている。方向性とすれば、提案をさせていただいているような形で、改訂していきたい。

○審議会として数値を決定することが目的ではなく、物価上昇等のトレンドを見て手数料の改定を検討する等の制度として整理することを目標として挙げさせていただければと思う。

可能であれば、なぜここで見直すのか、何を根拠に見直すのか、その根拠をどのように変えていくのかと言うところまでは、踏み込むような形で議論できればと考える。

⇒過去の実績を踏まえて今後の見通しを出した上で、どう見直していくべきかというところは、しっかりと審議会で、更新なり、ご指摘いただければ良いかと思う。

答申にむけて過去の資料を精査し、提示をさせていただけるものがあれば、提示させていただく。

○業務が持続可能な手数料設定にしないとインフラの維持が出来なくなるということを説明するのが大事であるとする。

何かを指標として、例えばインフレ率と物価の変動があるから価格も手数料も上げていかなければいけないですと言うような説明が一つ欲しい。

簡易水洗に切り替わっていたことで水の使用量が結果として平均的に処理すべき収集量が増えた。技術的な変化があったと言うところで、その簡易水洗の情報もあればよいのではないかと考える。

第5回審議会テーマ「し尿収集業務の許可制から委託化」に向けて

○走島で委託化する際の、課題、メリットをお教えいただきたい。

⇒メリットについて委託化は、安定かつ持続的なし尿収集体制が担保できることで、市民生活を守ることが出来る。

他の課題等については、次回の審議会までに精査させていただく。

○委託化することで市の歳出が大幅に増加するということだが、走島で導入した時にどのくらい委託料が増えたのかも伺いたい。

⇒次回提示させていただく。

○施設等の更新年度というのが大体 30 年ぐらいのため、最終処分施設の更新の時期と収集量の変化等トータルで見た時に、行政として予算的にどこが一番良いのかという部分が絡む気がする。市全体としてこのし尿処理形態がどのようになるのか、施設整備方針の大枠の予測があれば、より理解が進むと思う。

○委託後は、規模の適正化のために業者が統廃合する仕組み等が必要とあるが、委託化にかかる統廃合について市はどのような対応をとるのか。

⇒例えば 300 世帯分の収集コストの部分を最低保証金額として委託料を支払う契約をした後、年数が経過し 10 世帯となった場合、最低保障金額を払い続けるという部分で、市民の皆様にご説明することができないと思う。

仕事量とその委託料が合致した形が一番理想だと考えている。

仕事量に見合った契約金額を目指そうとした時に、10 世帯しかない中で、その金額を払い続けることはできないと思う。

その際に、例えば最寄りの業者と統廃合をしていただくか、あるいは、組合として仕事を請け負っていただくため、組合としての契約をする方法も考え方としてある。

○廃棄物処理基本計画の中で「し尿収集業務の許可制から委託化」を位置付けることは出来るのか。

⇒今年度、一般廃棄物処理基本計画というものを廃棄物処理法上の規定に基づいて策定しており、10 年に 1 回大幅な見直しをしていこうというものとなっている。

その 10 年目が今年度に当たり、次期計画に向けて、これからスタートをして抜本改革をしていくところで、今年度中に新たな廃棄物処理基本計画を策定していく予定。

5 年後には中間見直しがあるため、その中の資料に施設や、収集のことに触れて、廃棄物処理基本計画の中に入れていこうと考えている。

(オブザーバー)

○先ほど業務量が少なくなったらとの話があったが、組合での話にはならない。

業者の中には、下水道の接続により業務量が確実に少なくなっているところもある。

業務の安定化、可能な体制について、また、委託になることも含めて支援をお願いしたい。